

日之影町空き家情報システム要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日之影町内の空き家を有効活用して、定住促進と地域の活性化を図るための空き家情報システムについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 空き家情報システムとは、日之影町内に存する空き家に関する登録及び空き家の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)に関する登録を通して、空き家登録者及び利用希望登録者に対して斡旋を行うシステムをいう。
- (2) 所有者とは、当該空き家に係る所有権者で、貸借若しくは売却を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 斡旋とは、空き家及び利用希望登録者に関する情報で、空き家登録者又は利用希望登録者に対して有用な情報を提供することをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家情報システム以外による空き家の取引を規制するものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家情報システムによる空き家に関する登録を受けようとする所有者(以下「申込者」という。)は、日之影町空き家情報登録申込書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあった場合、その内容等を確認の上、適当と認めるときは、空き家情報システム登録データベース(以下「空き家データベース」という。)に登録しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定による登録の可否の結果を、当該申込者に通知するものとする。
- 4 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家情報システムによることが適当と認めるものは、当該所有者に対して同制度による登録を勧めることができる。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた申込者(この要綱において「空き家登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

(空き家データベース登録の抹消)

第 6 条 町長は、空き家データベースの登録について次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を抹消するとともにその旨を当該空き家登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家データベースの登録の抹消の届出があったとき。
- (2) 申込み内容を故意に偽って登録したことが判明したとき。
- (3) その他町長が適当でないと認めたとき。

(利用希望者の登録の申込み等)

第 7 条 空き家情報システム制度による利用希望者に関する登録を受けようとする者 (以下「利用希望申込者」という。) は、日之影町空き家情報利用希望者登録申込書 (様式第 2 号) に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、次の各号のいずれかに該当している者を空き家利用希望者情報システム登録データベース (以下「利用希望者データベース」という。) に登録しなければならない。

- (1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在しようとする者
- (2) その他町長が適当と認めた者

3 町長は、前項の規定による登録の可否の結果を、当該利用希望申込者に通知するものとする。

(利用希望登録者に係る登録事項の変更の届出)

第 8 条 前条第 3 項の規定による登録の通知を受けた利用希望申込者 (この要綱において「利用希望登録者」という。) は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

(利用希望者登録の抹消)

第 9 条 町長は、利用希望登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を抹消するとともに、その旨を当該利用希望登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家の利用の目的が第 7 条第 2 項の規定に該当しないこととなったとき。
- (2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めたとき。
- (3) 申し込み内容に虚偽があったとき。
- (4) 利用希望者データベースの登録の抹消の届出があったとき。
- (5) その他町長が適当でないと認めたとき。

(情報の公開)

第10条 空き家データベースに登録された情報は、空き家登録者の承諾を得て、次の方法で一般公開する。

(1) 日之影町公式ホームページによる公開。ただし、ホームページでの詳細情報の公開を希望しない空き家登録者の物件についてはこの限りでない。

(2) 企画開発課窓口での台帳閲覧による公開

(斡旋等)

第11条 町長は、必要に応じて、空き家登録者及び利用希望登録者に対して、空き家データベース及び利用希望者データベースに登録された有用な情報を提供するものとする。

2 町長は、空き家登録者及び利用希望登録者に対して、空き家に関する交渉並びに売買契約及び賃貸借契約については、直接これに関与しないものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。